

**公益財団法人日本スポーツ仲裁機構**  
**2021年度事業報告**

年度	AP:スポーツ仲裁規則					DP:ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則			SP:特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則				MP:特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則					他の解決手段を利用した事案	その他の相談事案	問い合わせ	取扱事案総数				
	仲裁申立受理事案数				仲裁不応諾事案数	仲裁申立受理事案数			仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	調停申立受理事案数				調停不応諾事案数								
	仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	終了決定事案数	係属中事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	係属中事案数	仲裁判断数	仲裁申立取下事案数	係属中事案数		和解成立事案数	調停不調事案数	調停取下事案数	係属中事案数									
2003	3	3	0	0	0	2														2	5		12		
2004	2	2	0	0	0	1				0	0	0	0	0							1	8		12	
2005	2	1	1	0	0	0				0	0	0	0	0							4	9		15	
2006	1	1	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8		11	
2007	0	0	0	0	0	2				0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	6	7	20
2008	1	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	18	6	31
2009	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	1	1	19	8	33
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	4	27
2011	3	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	19	42
2012	4	3	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	37	38	83
2013	24	8	16	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	39	43	114	
2014	6	4	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	51	40	103	
2015	7	6	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	53	41	103
2016	8	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	56	48	114	
2017	5	2	3	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	64	42	117	
2018	10	10	0	0	0	8	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	1	3	0	2	0	69	35	129	
2019	11	5	2	4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	72	19	105	
2020	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	27	15	53	
2021	10	2	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	2	0	1	0	0	32	15	62	
合計	112	72	30	5	5	26	8	8	0	0	0	0	0	5	18	4	7	6	1	12	17	608	380	1186	

**1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応**

(1) 2021年度の仲裁・調停等業務について(2022年3月31日現在)

スポーツ仲裁申立件数: 10件(係属中5件、仲裁判断2件、取下げ2件、不応諾0件、終了決定1件)

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁: 0件

特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁申立件数: 2件(不応諾2件)

特定調停合意に基づくスポーツ調停申立件数: 3件(係属中1件不調による終了2件)

(2) 手続費用支援決定について

4事案において5件の手続費用支援要請があり、うち2件は満額(30万円)での支援が認められ、1件は一部(20万円)の支援が認められた。残りの1件は支援不可との結論となった。うち1件は事案係属中なため未審査。

(3) 事前相談への対応について

相談数: 32件 問い合わせ数: 15件

相談対応者: 仲裁調停専門委託員 前田卓朗

仲裁調停専門員 杉山翔一、生田圭、恒石直和

## 2. スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2022年3月31日現在）（注1）

	採択済	未採択	未回答 (注4)	合計	採択率 (%)
統括団体（JOC・JSPO・JPSA）	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体（注2）	60	6	0	66	90.9
JSPO加盟・準加盟団体（注3）	8	2	0	10	80
JPSA・JPC加盟競技団体（注5）	26	7	13	46	56.5
都道府県体育・スポーツ協会	35	12	0	47	74.5
<b>合計</b>	<b>132</b>	<b>27</b>	<b>13</b>	<b>172</b>	<b>76.7</b>

（注1）加盟団体の数は、2021年4月1日時点による。

（注2）特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。

（注3）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

（注4）回答がない等の団体は、連絡待ちの状態。

（注5）重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

## 3. スポーツ仲裁シンポジウム（第18回）

日時：2022年3月9日 17:00-19:00

場所：Zoom ウェビナーモードによる開催（同時通訳あり・手話通訳あり）

テーマ：東京大会・北京大会関連紛争の実務について

【イントロダクション】伊東 卓氏（弁護士、伊東・早稲本法律事務所、JSAA 理事）

【パネリスト】

渡辺 稔一氏（公益財団法人日本オリンピック委員会 強化第一部）

小川 和茂氏（立教大学法学部特任准教授、JSAA 理解増進事業専門員）

Gianluca Siracusano 氏（ITA 法務部長）

五十嵐 敦氏（弁護士、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局 法務部長）

【コーディネーター】

伊東 卓氏（弁護士 伊東・早稲本法律事務所、JSAA 理事）

参加者：170名

## 4. 理解増進活動事業

(1) 競技者・指導者等を対象とする活動

新型コロナウイルス感染症のため、本年度に予定されていた三重国体が中止となり、国体におけるアウトリーチ活動は、実施できなかった。これに代えてスポーツ仲裁・調停制度を簡単にわかりやすく解説する動画を作成した。

(2) 競技団体などを対象とする活動

競技団体に対してメンター派遣を通じて自動応諾条項の採択をはじめ、広くガバナンスの向上のためのコンサルティングを行うこととしており、現在、県体育協会やスポーツ協会など12団体に対して、実

施形態や日程の調整をメンターと団体の間で調整を行いつつ順次実施した。

(3) 仲裁人等を対象とする活動

今年度は4回の研究会を開催。

第52回スポーツ仲裁法研究会

日時 2021年9月28日 18:00～20:00

場所 Zoomによるオンライン開催

テーマ 東京オリンピックにおけるCASアドホック部における具体的な2事案（ジョージアのテニス、ベラルーシの陸上）における仲裁判断事例の紹介

参加者 103名

第53回スポーツ仲裁法研究会

日時 2021年10月13日 18:30～20:30

場所 Zoomによるオンライン開催

テーマ 東京オリンピックにおけるCASアドホック部における活動の概要とフィールド・オブ・プレイにおける紛争の考察

参加者 97名

第54回スポーツ仲裁法研究会

日時 2021年11月25日 18:00～20:00

場所 Zoomによるオンライン開催

テーマ 東京オリンピックにおけるCASアドホック部による仲裁の実務について（セント・クリストファー・ネイビスの水泳の事例紹介）

参加者 56名

第55回スポーツ仲裁法研究会

日時 2022年3月28日 18:00～20:00

場所 Zoomによるオンライン開催

テーマ 北京パラリンピックにおけるCASアドホック部における仲裁の実務について（フィギュアスケートのアンチ・ドーピング事案について）

参加者 92名

5. 海外へ短期派遣研修（スポーツ庁委託事業）

弁護士等を海外で行われるカンファレンスやシンポジウム等に派遣を行う事業であり、ホームページを通じて希望者の募集を行ったが、応募者はおらず、実施できなかった。

6. スポーツ団体のガバナンスに関する調査研究（スポーツ庁委託事業）

海外（イギリス・カナダ等）におけるガバナンスコードの適用状況や実効性の確保の方法について調査を行った。有識者による会議及び実際の調査にあたるチームを組織して取り組み、現地の関係者とWebを活用してのヒアリングなどをスポーツ指導における暴力に関する調査と協力しつつ実施した。

なお、イギリスについては、現地に調査員を派遣して調査を行なおうとしたが、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の急拡大により急遽帰国させた。またカナダについても同様の理由（特にカナダに

については先方各団体がリアルでの面会に極めて消極的な意向が見て取れた。)により、現地調査を見合わせた。

そのため現地への渡航に代え、両国における統括団体や中央協議団体、その他の専門家に対する Web を利用したヒアリングを行うなどの調査を実施し、報告書を取りまとめた。

## 7. スポーツにおける暴力への対応に関する調査研究（スポーツ庁委託事業）

海外（イギリス・アメリカ・カナダ・オーストラリア）のスポーツ指導における暴力やハラスメントに関する通報体制や相談体制、処分などについて調査を行った。具体的には、有識者による会議及び実際の調査にあたるチームを組織して取り組み、アメリカについては、現地に調査員を派遣して調査を行うとともに、その他の国と併せて現地の関係者と Web を活用してのヒアリングなどをスポーツ団体のガバナンスに関する調査と協力しつつ実施した。

なお、イギリスについては、現地に調査員を派遣して調査を行なおうとしたが、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の急拡大により急遽帰国させた。

調査結果については、報告書を作成し、事業を完了した。

## 8. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプロボノサービスの実施

東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、トラブルに巻き込まれたアスリート等は無償で法的アドバイスを提供するプロボノサービスを実施した。

具体的には、2021年の7月13日から9月8日の間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する選手などの関係者を対象として、無料での法律相談と手続代理業務を提供した。期間中に7件の申請若しくは問合せがあり、3件については、CASの仲裁に関する手続代理をおこなった。

大会後、サービスウェブサイトにて、日本語版・英語版で、活動報告書を公表した。

大会後のCASが行ったAIACセミナーなどで、東京大会のプロボノサービスに関する賛辞が述べられていた。また、大会後、コモンウェルスゲームズの担当者や中国の弁護士から問い合わせがあった。カナダ・SDRCCからもプロボノサービスに関する質問があったので、活動報告書を共有した。

以上